



報道関係者 各位

令和3年6月29日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022(299)8841

令和3年1月から3月までの最低賃金の履行確保に係る監督指導結果 ～最低賃金法違反率は6.1%（前年に比べ9.3ポイント減少）～

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており、宮城労働局（局長 毛利 正）では、昨年10月1日に宮城県最低賃金を時間額825円に改正し（1円引き上げ）、同年12月15日から12月24日までの間に「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」にそれぞれ適用される特定最低賃金を改正し（1円から2円の引き上げ）、県内の各種団体、事業場、地方公共団体等をはじめ幅広くその周知広報を行ってきました。

一方、最低賃金の履行確保を図るため、令和3年1月から3月までの間に県内の全ての労働基準監督署において、集中的な監督指導を実施しましたが、その結果を取りまとめましたので以下のとおり発表します。

- 1 最低賃金法違反の状況（別紙参照）
 - （1）監督実施事業場数等（表1）
 - ・244事業場に対し監督指導を実施
 - ・最低賃金額未満の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は15事業場
 - ・最低賃金の違反率は6.1%（前年度は15.4%であり9.3ポイント減少）
 - （2）最低賃金額未満の労働者数（表1）
 - ・最低賃金額未満の労働者数は27人
 - ・監督実施事業場全労働者数に占める割合は1.4%

(3) 最低賃金額未満の労働者のうちのパート・アルバイトの割合 (表 1)

- ・最低賃金額未満労働者のうちパート・アルバイトは 24 人・全体の 88.9%

(4) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (表 2)

- ・宮城県の最低賃金額を知っていた 88.1%
- ・額は知らないが最低賃金が適用されることを知っていた 11.9%
- ・最低賃金が適用されることを知らなかった 0%

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由 (表 3)

- 「適用される最低賃金額を知らなかった」7 事業場 (46.7%)
- 「月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった」3 事業場 (20.0%)
- 「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」2 事業場 (13.3%)
- 「その他」が 3 事業場で 20.0% を占めているが、「売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった」、「改定時期を失念していた」などであった。

2 改善指導

最低賃金額以上の賃金額を支払っていない事業場に対しては、最低賃金改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

3 今後の対応

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているかを監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしている。

さらに、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対して、生産性を向上させるための助成金の活用等の支援策について周知を図る。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(令和3年1月～3月)

表1 監督実施事業場数、同労働者数

監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率 (%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者			
				数	比率 (%)	うち	
						パート・アルバイト数	同比率%
244 (195)	15 (30)	6.1 (15.4)	1,939 (1,663)	27 (56)	1.4 (3.4)	24 (35)	88.9 (62.5)

()内は令和2年1月～3月の監督実施結果(以下同じ)

表2 事業場における最低賃金に対する認識

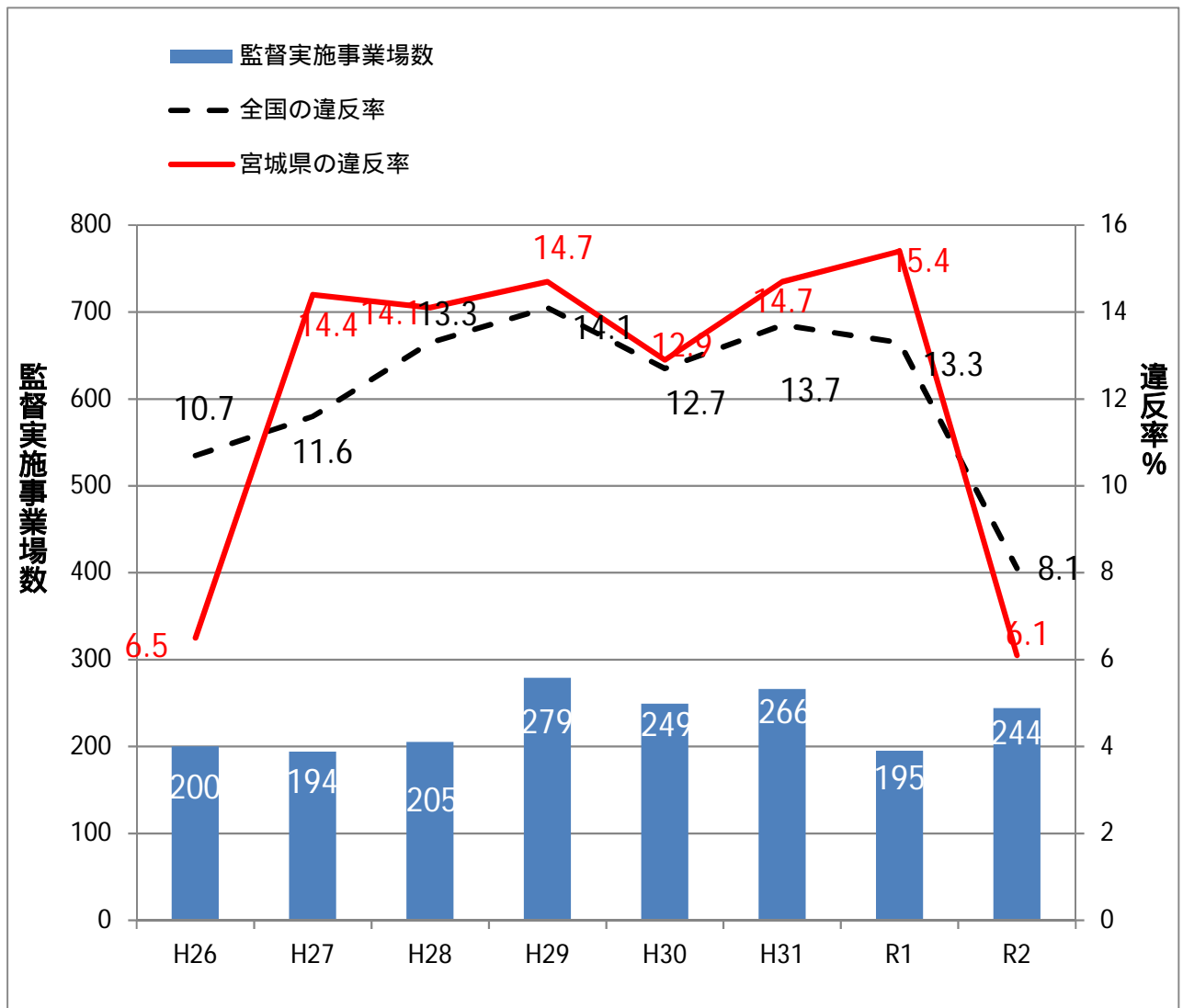
理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知っている。	215	88.1
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	29	11.9
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	0	0
合 計	244	

表3 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知らなかった。	7	46.7
月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった。	3	20.0
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	2	13.3
その他(高齢者には適用されないと思っていた、売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった、翌月の賃金から改定すればよいと思っていた等)	3	20.0
合 計	15	

複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超える。

【参考】 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の年度推移



最賃額	696 円	710 円	726 円	748 円	772 円	798 円	824 円	825 円
引上額	11 円	14 円	16 円	22 円	24 円	26 円	26 円	1 円

最低賃金

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日 2.10.1
	時間額	
	825円	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県特定(産業別)最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<p>鉄鋼業</p> <p>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</p>	925円	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>	2.12.15
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p> <p>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</p>	864円	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務</p> <p>ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務</p> <p>ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務</p>	2.12.20
<p>自動車小売業</p> <p>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</p>	891円	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</p>	2.12.24

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはなりません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 825 円)が適用される事業場で働く A さんの労働条件を、月給 143,100 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

月給 143,100 円 × 12 ヶ月

825.58 円 825 円

8 時間 × 年間所定労働日数 260 日

この場合は最低賃金額以上となっています。